

## サービス説明

サービス		内 容
児童発達支援		日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う
放課後等 ディサービス		授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練を行う
療養介護		医療を要する障害者で主として昼間において、病院等の施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の援助を行う
生活介護		常時介護を要する障害者で主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会等の提供を行う
自立 訓 練	機能訓練	身体障害者であって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう一定期間にわたり身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練等を行う
	生活訓練	知的障害者、精神障害者であって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう一定期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練を行う
就労移行支援		就労を希望する障害者に対して、一定期間にわたり、生産活動等の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う
就労継続支援A型		障害者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う
就労継続支援B型		障害者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う
施設入所支援		その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の援助を行う
共同生活援助 (グループホーム)		地域において共同生活を営むのに支障のない障害者であって、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において食事の提供・相談等の日常生活上の援助を行う